



発行 東京都

目次

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………一
- ……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一
- 東京海区漁業調整委員会委員選挙における開票区
の合区……………一
- 東京都知事選挙の選挙期日……………一
- 東京都知事選挙における選挙長及び同職務代理者
の選任……………一
- 東京都知事選挙における候補者の選挙運動に関す
る支出制限額……………二
- 東京都知事選挙において繰上投票する投票区及び
投票期日……………二
- 東京都知事選挙における選挙会の場所及び日時……………二
- 東京都議会議員補欠選挙を行う事由の発生……………二
- 告 示 (選挙長)……………二
- 東京都知事選挙における選挙立会人を定めるくじ
を行う場所及び日時……………三
- 公 告……………三
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………三
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三

- 土地区画整理事業の換地処分の一部変更……………三
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
- ……………(同)……………四
- 東京海区漁業調整委員会委員選挙の立候補届出に
係る事前審査……………五
- ……………(東京都選挙管理委員会)……………五

告 示

●東京都告示第千二百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月十四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、平成二十八年八月三日執行予定の東京海区漁業調整委員会委員選挙において、墨田区及び江戸川区を合わせた区域は、一開票区とする。

平成二十八年七月十四日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条第一項の規定により、東京都知事選挙を次の期日に行う。

平成二十八年七月十四日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 平成二十八年七月三十一日

●東京都選挙管理委員会告示第八十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により、平成二十八年七月三十一日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所あきる野市・青梅市(以上二市について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

執行の東京都知事選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年七月十四日

東京都選挙管理委員会

選挙長 宮崎 章 立川市砂川町五丁目十六番地の二

番地の二

選挙長職務代理者 大木田 守 北区西ヶ原三丁目六十一番十二号

番十二号

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第四号の規定により、平成二十八年七月三十一日執行の東京都知事選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成二十八年七月十四日

東京都選挙管理委員会

支出制限額 六千五十万円

●東京都選挙管理委員会告示第八十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第五十六条の規定により、平成二十八年七月三十一日執行の東京都知事選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

平成二十八年七月十四日

東京都選挙管理委員会

繰上投票区 小笠原村第二投票区(母島)

繰上投票期日 平成二十八年七月三十日

●東京都選挙管理委員会告示第九十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十八年七月三十一日執行の東京都知事選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年七月十四日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎
北塔三十三階

日時 平成二十八年八月一日 午後二時

●東京都選挙管理委員会告示第九十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十一条第一項第三号の規定により、東京都議会議員から新宿区・台東区・大田区及び渋谷区の各選挙区選出議員について各一名の欠員通知を受けるとともに、同法第三十四条第一項、同法第四項第五号及び第百十四条の規定により、東京都知事選挙を行う事由が生じたことから、同法第百十三条第三項第三号の規定に基づき、平成二十八年七月三十一日執行の東京都知事選挙と同時に東京都議会議員補欠選挙(新宿区・台東区・大田区及び渋谷区の各選挙区)を行う事由が生じた。

平成二十八年七月十四日

東京都選挙管理委員会

告 示 (選挙長)

●東京都知事選挙選挙長告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条にお

いて準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成二十八年七月三十一日執行の東京都知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年七月十四日

東京都知事選挙選挙長

宮崎 章

場所 東京都選挙管理委員会事務局

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎
北塔三十三階

日時 平成二十八年七月二十八日 午後六時

公 告

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月十四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 名称

特定非営利活動法人じぶん未来クラブ

二 代表者の氏名

佐野 一郎

<p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋三丁目二十五番三十三号 NP御成門ビル四階</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 平成二十八年六月十二日</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋三丁目二十五番三十三号 NP御成門ビル四階</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 平成二十八年六月十二日</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋三丁目二十五番三十三号 NP御成門ビル四階</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 平成二十八年六月十二日</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム</p> <p>二 代表者の氏名 永田 晴紀</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都文京区弥生二丁目三番二号</p> <p>四 失効の理由</p>	<p>特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 平成二十八年六月十二日</p> <p>土地区画整理事業の換地処分の一部変更について</p> <p>土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号) 第三百三条第三項の規定により東京都市計画事業上沼田南土地区画整理事業施行者足立区代表者足立区長近藤弥生から換地処分の一部変更について完了した旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。</p> <p>平成二十八年七月十四日 東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 以下「法」という。) 第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年七月十四日から四月以内に東京都産</p>	<p>業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十八年七月十四日 東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美</p> <p>一 店舗名 (仮称)オーケー西新井店</p> <p>二 店舗所在地 足立区西新井一丁目三十九番一ほか</p> <p>三 設置者名 オーケー株式会社</p> <p>四 設置者住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 オーケー株式会社</p> <p>六 新設をする日 平成二十九年二月二十四日</p> <p>七 店舗面積の合計 千四百六十四平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 二十七台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 八十五台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百一十一平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十三・四六立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時三十分</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十一時まで</p> <p>十五 駐車場の自動車 一箇所 店舗南側</p>

の出入口の数及び位置

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで
きる時間帯
午前六時から午後十一時まで

十七 届出日
平成二十八年六月二十三日

十八 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十九 縦覧期間
平成二十八年七月十四日から同年
十一月十四日まで。ただし、東京
都の休日に関する条例(平成元年
東京都条例第十号)に定める休日
を除く。

二十 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十八年七月十四日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

一号)に到着するよう提出してください。
平成二十八年七月十四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 店舗名
サミットストア東長崎店

二 店舗所在地
豊島区長崎五丁目二十番十四号

三 設置者名
日立キャピタル株式会社

四 設置者住所
港区西新橋一丁目三番一号

五 変更前の店舗名
(仮称)長崎五丁目計画

六 変更後の店舗名
サミットストア東長崎店

七 変更前の店舗所在
地
豊島区長崎五丁目三十二番九ほか

八 変更後の店舗所在
地
豊島区長崎五丁目二十番十四号

九 変更前の設置者住
所
港区西新橋二丁目十五番十二号

十 変更後の設置者住
所
港区西新橋一丁目三番一号

十一 変更前の設置者
の代表者名
三浦 和哉

十二 変更後の設置者
の代表者名
川部 誠治

十三 変更日
平成二十八年四月一日ほか

十四 届出日
平成二十八年六月二十八日

十五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十六 縦覧期間
平成二十八年七月十四日から同年
十一月十四日まで。ただし、東京
都の休日に関する条例(平成元年
東京都条例第十号)に定める休日
を除く。

十七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名
品川グランドコモンズ

二 店舗所在地
港区港南二丁目十六番一号ほか

三 設置者名
三井住友信託銀行株式会社ほか四
名

四 設置者住所
千代田区丸の内一丁目四番一号ほ
か

五 変更を行った設置
者名
太陽生命保険株式会社ほか

六 変更前の設置者住
所
港区海岸一丁目二番三号(太陽生
命保険株式会社)

七 変更後の設置者住
所
中央区日本橋二丁目七番一号(太
陽生命保険株式会社)

八 変更前の設置者の
代表者名
若林 辰雄(三菱UFJ信託銀行
株式会社)

九 変更後の設置者の
代表者名
池谷 幹男(三菱UFJ信託銀行
株式会社)

十 変更前の小売業者
の氏名又は名称
コネクシオ株式会社ほか八名

十一 変更後の小売業
者の氏名又は名
称
コネクシオ株式会社ほか八名

十二 変更を行った小
売業者の氏名又
は名称
株式会社セブン・イレブン・ジャ
パンほか一名

十三 変更前の小売業
者の住所
千代田区有楽町二丁目二番三号
(株式会社ニユートーキョー)

十四 変更後の小売業
者の住所
中央区日本橋室町四丁目三番十八
号(株式会社ニユートーキョー)

十五 変更前の小売業
者
井阪 隆一(株式会社セブン・イ

者の代表者名

レブン・ジャパン) ほか

十六 変更後の小売業者の代表者名

古屋 一樹(株式会社セブン・イレブン・ジャパン) ほか

十七 変更日

平成二十八年五月二十六日ほか

十八 届出日

平成二十八年六月二十九日

十九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十 縦覧期間

平成二十八年七月十四日から同年十一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京海区漁業調整委員会選挙の立候補届出に係る事前審査について

平成二十八年八月三日執行予定の東京海区漁業調整委員会委員選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり立候補届出書類等の事前審査を行う。

平成二十八年七月十四日

東京都選挙管理委員会

一 日時

平成二十八年七月十九日 午前九時から午後五時まで

二 場所

(一) 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

(二) 東京都大島支庁会議室 大島町元町字オンダシ二百

二十二番地一

(三) 東京都三宅支庁会議室 三宅村伊豆六百四十二番地

(四) 東京都八丈支庁会議室 八丈町大賀郷二千四百六十六番地二

(五) 東京都小笠原支庁会議室 小笠原村父島字西町

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001